

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

臼杵市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

臼杵市長

公表日

令和3年9月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税法に関する法律及び行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき個人住民税の賦課に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 (具体的な事務) ①課税根拠となる資料(確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書)を取り込み課税情報を作成する。 ②課税情報(所得、控除)より、住民税額(普通徴収、給与特徴、年金特徴)を算出し、納税通知書を発行する。 ③申告漏れ、誤り、訂正がある場合、随時更正処理を行う。 ④年金特徴について、対象者情報、依頼情報、異動情報、結果情報の受け渡しを行う。 ⑤報告書(調定額集計表、課税状況調べ等)を作成し、提出する。 ⑥課税情報の照会、納税通知書の再発行、所得証明書の発行。
③システムの名称	・Acrocity 個人住民税システム ・地方税電子申告支援サービス ・MICJET 番号連携サーバ ・中間サーバ ・住民税課税支援システム ・国税連携システム ・地方税ポータルシステム(eLtax)
2. 特定個人情報ファイル名	
・課税情報ファイル ・課税資料ファイル ・統合宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16項 並びに内閣府・総務省令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120項 (情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第27項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	税務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]